

平成22年3月8日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 平成22年度税制改正案

—3月2日衆議院本会議通過—

民主党税制の最初の具体策である平成22年度予算案が去る3月2日衆議院を通過しました。今回は主要な改正をピックアップし、税制の個別的検討は次回以降で見ていきたいと思えます。

### ◎ 個人所得課税

- ①「子ども手当」の創設に伴い、「年少扶養親族」(15歳以下の扶養親族)の扶養控除(38万円)を廃止。・・・平成23年分から(住民税平成24年分から)
- ②高校の実質無償化に伴い、16~18歳の特定扶養親族に対する扶養控除上乗せ額(25万円)を廃止。・・・平成23年分から(住民税平成24年分から)
- ③「非課税口座」(1人年間1口座、最大100万円を上場株式等に投資できる金融商品取引業者に開設した口座、平成24~26年の3年間開設できる。つまり3年間で3口座300万円まで開設できる)を創設し、この口座の上場株式等の配当、譲渡益を非課税とする。
- ④生命保険料控除限度額 平成24年1月1日契約分から、一般生命保険料4万円、個人年金保険料4万円、介護医療保険料4万円の合計12万円とする。(現行、一般生命保険料5万円、個人年金保険料5万円、合計10万円)

### ◎ 法人課税

- ①「100%グループ内の法人」(一つの法人又は一つの同族株主グループに直接又は間接的に100%の株式等を保有されている子会社同士、または子会社と親会社)の間で行われた資産の譲渡損益は税務上計上できない。(グループ外との譲渡時まで繰延べられる。)・・・平成22年10月1日以後の譲渡から。
- ②いわゆる「一人オーナー会社」のオーナーの給与の給与所得控除額部分の法人税課税を廃止。・・・平成22年4月1日以後終了事業年度から。

### ◎ 贈与税

- ①住宅取得等資金の贈与の非課税限度(現行500万円;受贈者の所得制限なし)を引き上げ、平成22年中1500万円、平成23年中1000万円とする。但し受贈者の贈与を受けた年の所得金額が200万円以下である場合のみ適用。

### ◎ ガソリン税等

現行の10年間の暫定税率廃止但し「当分の間」現在の税率水準維持。

### ◎ たばこ税

一箱(20本)あたり国税35円、地方税35円(合計70円)引上げ。・・・平成22年10月1日